

## 第 1 回公立大学法人県立広島大学設立準備委員会議事録

- 1 日 時 平成 18 年 5 月 18 日（木）10:00～11:00
- 2 場 所 広島県庁北館 2 階第 1 会議室
- 3 出席者 別紙委員名簿のとおり
- 4 議 題 (1) 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会について  
(2) 県立広島大学の法人化基本方針について  
(3) 今後のスケジュールについて  
(4) その他
- 5 担当部署 広島県県民生活部総務管理局大学企画管理室  
T E L (082)513-2753
- 6 会議の内容

### 【委員長あいさつ】

- 委員長 今日を大学を取り巻く環境は、社会の教育研究へのニーズの多様化や、少子化による、いわゆる大学全入時代の到来などもあり、大変厳しい状況である。
- 県立広島大学においては、県内外から選ばれる魅力ある大学づくりを進めているところであるが、こうした改革を継続的で、真に実効あるものとしていくためには、これまで以上に機動的で弾力的な運営体制を確立していく必要がある。
- このため、本学では、より競争的な環境の下で、大学独自の責任と裁量による、自立的かつ効率的な大学運営が図られるよう、平成 19 年度に公立大学法人制度を導入することとし、昨年度からその準備に着手しているところである。
- 本年 2 月には、法人化の基本方針を取りまとめ、同月の県議会定例会において、法人組織の基本的枠組みを定めた法人定款について議決がなされており、本日の委員会の開催に至っている。
- 法人設立準備については、これからより詳細な設計段階に入っていくわけだが、この準備委員会における審議を通して、法人の組織運営や人事、財務会計制度などの具体化、中期目標や中期計画の決定など、その取組を加速させていく必要がある。
- 厳しい日程になると思うが、委員の協力をよろしく願います。

### 【会議の公開】

- ・ 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成 13 年広島県規則第 75 号）第 2 条の規定に基づき、この委員会の会議を原則公開とし、公開の方法は傍聴及び議事録の公開とすることを決定

### 【議題 1 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会について】

《資料 1, 2, 3 及び 4 に基づき、議題 1 について次のとおり説明》

- 事務局 資料 1 の準備委員会設置要綱については、第 1 条において準備委員会設置の趣旨を掲げている。県立広島大学の円滑な法人化を図るために、この準備委員会を設置している。
- その任務については、第 2 条において審議事項を大きく五つ掲げている。1 番目は組織及び運営に関する事項、2 番目は中期目標・中期計画・年度計画及び目標評価制度に関する事項、3 番目は財務会計制度及び人事制度に関する事項、4 番目は法人の諸規程の整備に関する事項、5 番目はその他法人の設立に関する重要事項であり、これらについて御審議をいただくこととしている。
- 第 3 条として、準備委員会は、次に掲げる 9 名の委員で組織するとしている。県立広島

大学長，県立広島大学副学長 2 名，県立広島大学事務局長，県民生活部長，高等教育に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する者 4 名である。委員の任期は，来年の 3 月 31 日までとしている。委員名簿は資料 2 のとおりである。

第 4 条には，この準備委員会には委員長を置き，委員長は県立広島大学長をもって充てるとしている。この準備委員会では，法人化後の役員会等の運営体制を先行的に実施することにより法人への円滑な移行を図ろうと考えている。法人定款では，最初の理事長は，知事が指名すると規定しているが，この準備委員会の委員長については，法人の理事長兼学長予定者として，赤岡学長にお願いしているものである。次に，委員長の職務は，この会務を総理し，準備委員長を代表する。また，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理すると規定している。

第 5 条は，準備委員会の会議は，委員長がこれを招集し，議長となるとしている。同条第 2 項では，会議は委員の過半数の出席により成立するとし，第 3 項は，委員長は必要に応じ委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができるとしている。

第 6 条により，準備委員会には二つの専門部会を置くこととしている。一つは法人経営部会で，法人の組織・運営，目標評価，財務会計，人事に関する事項を検討する。二つ目は教育研究部会で，教育，研究，地域貢献等に係る法人の中期目標，中期計画，年度計画等に関して検討する。これらの専門部会の委員は，第 2 項に掲げている。これについては，資料 3 を御覧いただきたい。法人経営部会の委員であるが，部会長は赤岡学長，その他委員は 7 名で構成している。なお，備考欄に「法人経営部会において，必要に応じ，学部長等の意見を聴取」と書いているのは，教育研究に係る事項等が法人経営部会で検討される場合において，必要に応じ学部長等の意見を聴くことを想定している。もう一つの教育研究部会についても，赤岡学長に部会長をお願いし，委員は副学長，学部長等，事務局等で構成をしている。委員の任期は，準備委員会と同じく来年の 3 月 31 日までとしている。専門部会には，例えば財務会計等でより専門的な検討が必要な場合には，ワーキンググループを置くことができるとしている。会議の運営等については，準備委員会の規定を準用することとしている。

第 7 条では，準備委員会の庶務を大学企画管理室において処理することとしている。

この要綱に定めるもののほか，必要な事項については，第 8 条により委員長が別に定めることとしている。

資料 4 の法人設立準備体制（案）については，左上の黒枠に法人設立準備委員会を掲げており，準備委員会がその具体的な内容の検討を二つの専門部会に指示し，専門部会で内容を検討し，原案を作成して，準備委員会で審議していくというのが基本的な流れである。

資料の右の方は，大学の組織である。学部，研究科，センター，事務局において，法人化に関するいろいろな調整であるとか，中期計画案等の検討などがなされ，これらの全学的な調整にコミットするのが，その下の枠にある法人化準備会議である。これは，各学部・研究科・センター代表教員，事務局職員，大学企画管理室職員で構成するとしている。

昨年度までは，県庁と大学という二つの縦割りの中で準備を進めていたが，今回の準備体制では，県と大学が一体となって進めるという枠組みをつくっている。

- ・ 委員長職務代理者の指名

委員長が，小見委員を委員長職務代理者に指名

- ・ 法人設立準備体制

資料 4 の公立大学法人県立広島大学設立準備体制については，原案どおり了承

## 【議題 2 県立広島大学の法人化基本方針について】

《資料 5 及び 6 に基づき，議題 2 について次のとおり説明》

○事務局 資料 5 の県立広島大学の法人化基本方針について，概要 1 枚もので説明する。

1 の基本方針の趣旨については，平成 19 年度に予定する県立広島大学の公立大学法人化について，新たに設置する法人の組織運営や人事，財務会計などの諸制度の基本的枠組みと今後の検討課題を整理したものである。

2 の基本方針の概要は（1）から（4）までであるが，第 1 の柱が組織運営である。この

組織運営の中の役員会などは（仮称）となっているが、これは2月に決定しており、その後、一番下の3の備考に書いてあるとおり、法人定款が2月定例会で可決され、3月に定款が成立しており、この（仮称）はとれている。字句修正はしていないので、御了承願いたい。

概要の（1）組織運営の1番目にある法人の名称は、「公立大学法人県立広島大学」である。

次に、法人の理事長は、法の原則どおり、法人が設置する大学の学長となり、いわゆる理事長・学長一体型をとっている。したがって、赤岡学長は、法人が設立された19年度当初においても県立広島大学と旧3県立大学の4大学の学長に就任することとなる。

次に、法人の役員として理事、監事を置く。理事は理事長を補佐して、法人事務を執り、理事長が任命する。監事は法人業務を監査し、これは知事が任命する。

次に、理事長、理事で構成する役員会を置き、理事長が重要事項を意思決定する場合には、役員会の議決を得る必要がある。

また、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置き、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

次に、理事長選考会議を置き、学長となる理事長を選考する。

次に、法人の資産については、現に大学の用に供している土地・建物を法人に出資する。しかしながら、建物については、新大学の発足に伴い、学部学科の再編等を行っているので、これに要する改修が終了する平成21年度以降、建物を出資する予定としている。

なお、この準備委員会及びその下に置かれる法人経営部会と教育研究部会は、法人化後の役員会、経営審議会、教育研究審議会をイメージしたものであるとしている。

法人の組織については、基本方針の最後の8ページにイメージ図を付けているので、御覧いただきたい。この図は、公立大学法人と、設立団体である県、県議会、さらには法人業務を評価する評価委員会との関係について整理をしている。

概要の（2）目標評価制度についてだが、中期目標・中期計画は、法律で6年間と規定されており、その6年間の中で、数値目標や達成年次を明らかにして、具体的に設定することとしている。

次に、法人の業務実績の評価を行う第三者チェック機関として、評価委員会を置くこととしている。

概要の（3）財務会計制度については、企業会計原則の下、複数年度の予算執行を可能となるような弾力的な制度を導入することとしている。

次に、県から法人へ交付される運営費交付金については、細かな費目を設定しない、渡し切りの経費として法人へ交付されるものであるが、法人の経営努力が適切に反映できるような算定の仕組みを考えることとしている。

概要の（4）人事制度については、地方公務員法や教育公務員特例法などの枠組みを外すことにより、任期制等の多様な雇用形態や服務・勤務条件等の弾力的な運用を検討することとしている。

次に、教育、研究、地域貢献、大学運営といった分野について、教職員の業績を適正に評価し、その結果を人事・給与等に反映させる仕組みを導入することを検討することとしている。

以上四つの柱の下で、この基本方針は成り立っている。この中の組織運営に係る部分については、法人定款として県議会2月定例会で可決いただいております。その内容は、資料6のとおりである。

（質疑・意見等）

- 委員 中期目標と中期計画の期間が6年間と法律に定められているとの説明があったが、最近の世の中の変化は激しいので、中期目標の運用の仕方は多少融通を持たせていく必要があるのではないか。
- 委員長 中期目標・計画の期間については、国立大学も6年間である。どの大学も3年ぐらいまではかなり詳しく計画を書いているが、6年間の目標について、どのようにするのか工夫が必要である。
- 事務局 この6年間というのは、国立大学法人の中期目標の期間を定めるときに、諸外国の例な

どを参考にして決められたもので、公立大学法人も同様に規定されている。

一般に、独立行政法人の中期目標期間は、3年から5年とされているが、6年とされているのは大学特有の事情に基づくものである。

○委員長 大学の研究は5年ぐらいでは結果が出ないものもあり、このようになっている。しかし、社会情勢の変化が激しいので、フレキシブルに考えられるようにする必要がある。

○委員 中期目標・中期計画は弾力的に変えることができるような仕組みになっている。ある意味では、そのときの事情、情勢によって、変えるべきものがあれば変えないといけないものも結構あると思う。公立大学法人県立広島大学においても、6年間には、弾力的に運用するということがありうるのではないかと思う。

○委員 これはなかなか重たい話で、公立大学法人は、国立大学法人とは若干違っており、中期目標を設定するときも、また変更するときも議決が要るようになり、国立大学法人より少し弾力性に欠けることがあるのかもしれない。

○委員 理事長として、事情が合わないようなことが出てきた場合は、おそらく議会へ諮らないといけないこともありうると思う。

そういう意味では、国立大学法人でも同様で、文部科学大臣が中期目標を変更する可能性もある。

○事務局 国の場合は、大学と議会の関係は直接にはないような運用になっている。県立の場合は、議会とは直に結び付いているというところが多いだろうと思う。

○委員長 県立の場合は、県の大学への関心が非常に強い。ただ、幸いにして、国立大学法人と比べて役員の数がそう多くはないので、連絡や意思疎通を密にすることは割合しやすいように思う。

○委員 県立広島大学の法人化に当たっても、国立大学法人のモデルがかなり採用されていると思う。資料5の法人化基本方針の2ページに、「理事長の適切かつ円滑な意思決定を補佐するため、役員会（仮称）を置く」と書いてあるが、その一方で、「理事長は、重要事項を決定するときは、役員会（仮称）の議を経なければならない」とある。さらに、その次に「議決事項は、……」とある。

「議を経なければならない」という規定は、国立大学法人法と同様であるが、ここの議決事項と書いてあるのは、役員会の議決をして賛成を得られない場合は、理事長の意思決定はその議決に拘束されるようにも読めるが、これについてはどのように解釈をされているのか。

○事務局 委員御指摘の点については、私どもも大変苦労した点である。地方独立行政法人法には役員会の規定はないが、これをあえて設置したのは、理事長に権限が集中するためである。特に、理事長と学長の一体型の場合は、その度合いが大きく、理事長の解任についても、理事長選考会議の申出を経て行う必要がある。

このように理事長の権限をフリーハンドで執行できる制度になっているが、役員が何らかの形で意思決定にコミットする方が、大学全体としての統制もとりにやすいだろうと判断し、理事長は権限を独占的に使用できるが、その一方で、役員会を置き、大学法人の合意形成を必要とする形をとったものである。

○委員 国立大学法人の例だと、法解釈としては、理事長は、役員会の議に拘束はされないととなっている。つまり、役員会の議を経なければならないが、その結果、役員会が反対しても、最終的には理事長の判断でやれるというふうに解釈されている。本県の場合、議決事項と書いてあるところを見ると、役員会の議決に拘束されるのかなと思ったので聞いたのだが、この点をどのように考えているのか。

○事務局 法的には、委員御指摘のとおりであり、役員会の議決に拘束されない。役員会の議を経なければならないとしたのは、先ほど申し上げたとおり一定の枠がはめられているということ表現しただけである。

○委員 現在の県立広島大学の学長は、県の組織の中で組み込まれていると思うが、今までどのような形になっているのか。つまり、学長の直属の上司はだれなのか。

○委員長 辞令は知事からもらう。大学そのものは、知事部局に入っている。

○委員 ある県の人に聞いた話によると、大学の法人化により、学長と県との距離が急に遠くな

ってしまい、大学の意向を県に伝えるのに、いくつかのルートを通らないと到達しないようになったとのことである。制度的にどうなるのかは別として、事実上は県と大学の風通しを良くするということが大変必要ではないかと思う。

○委員長 事務職員のトップクラスや中堅どころについては、制度設計の中で県からの派遣という形にならざるを得ないし、そうしてもらわないといけないと思う。委員指摘のように、割合うまくいっている公立大学は、県との関係のとり方が誠に密接である。

○委員 事実上風通しが良ければよいのだが、それがあまり形式的になると、法人化により大学は県とは組織が別になるので、県との距離が遠くなり過ぎて、困ることもあるのではないかが心配だ。

○委員長 それは、おそらく歴代の学長が注意しなければならないことで、大学の自律性を発揮しながらも、設置団体とうまくやれるようにノウハウを積み上げていく必要があると思う。

ただ、公立大学協会の中でも、その点は非常によく意識されており、協会の報告書の中では、県と密接に意思疎通をすることが非常に重要であるということを確認されている。

○委員 資料5の最後に、建物の出資は平成21年度以降とあるが、再編前の旧大学は学生が卒業するまでは存続するという発想で、このようにしているのか。

○事務局 法人の定款では、御指摘のような趣旨で旧大学を存続させるよう規定を設けているが、建物の出資を平成21年度以降としているのは、学年完成までは改修などが必要で、これを県として責任をもって実施した後で出資する方が効率的であろうという判断でこのようにしている。

○委員長 庄原にある経営情報学部が、広島へ移り、広島にある人間福祉学科が三原に移ることに伴って、研究室の整理などが必要となる。

○委員 法人化基本方針の3ページの役員任期については、理事長の任期が4年、理事の任期が6年を超えない範囲、監事の任期は2年というふうには、ばらばらになっている。理事の任期が最長6年という理事長よりも長く、また監事の3倍の期間になっている。そのように定めた趣旨は何か。

○事務局 これらは地方独立行政法人法の規定に基づいて定めている。

まず、理事長の任期の2年以上6年を超えない範囲、理事の任期の6年を超えない範囲については、法の規定どおりであり、ただ、最初の法人の理事長については、定款で何年か明確に定めるようになっており、この度具体的に4年と定めた。また、監事についても、同様に定款で2年と定めたところである。

理事長の任期と、理事、監事の任期の関係については、先行の独立行政法人の例では、理事等の任期は、理事長の任期と同じか、その半分というものが多い。法が理事の任期を6年を超えない範囲としているのは、理事長の任期が6年を超えない範囲とされているためと考えられる。

### 【議題3 今後のスケジュールについて】

《資料7に基づき、議題3について次のとおり説明》

○事務局 資料7の一番上にあるとおり、本日5月18日、第1回委員会を開催し、準備体制、スケジュール等について御審議いただいている。

第2回は7月上旬に行い、組織運営、人事制度に関する素案を御審議いただきたいと考えている。

第3回は8月に開催し、財務会計制度や運営費交付金の大枠について、お諮りしたいと考えている。併せて、現在、17年度の大学の業務実績について調査をしており、それを基に中期目標や中期計画の素案についてまとめることとしている。

10月の第4回目については、この中期計画素案等あるいは大学の実績等を踏まえ、評価に関する制度をどのようにしていくのかを御審議いただきたいと考えている。

12月には大きな節目があり、12月議会に法人化関連議案を提出したいと考えている。まず、現在、県が有している大学に係る権利のうち、必要なものを法人に承継する

必要があり、これについて議案を提出する。次に、機械とか備品などを法人に無償譲渡することについて議案を提出する。次に、法人が譲渡したり担保に入れる重要財産を指定する必要があり、これについての条例案を提出する。次に、先行事例では、教員については大学固有の職員ということで法人に移行することとなるが、事務職員については引き継がないのが通例であり、職員を法人に引き継ぐ範囲を定める条例案を提出する。次に、現在の県立大学は、県の大学設置管理条例を根拠に設置されているので、この条例を廃止する条例案を提出する。以上のとおり、法人設立のための議案を12月議会に提出するので、この辺りで第5回の会議として、組織運営、人事制度、中期目標・中期計画についての大枠を決定いただきたいと思います。

年が変わり1月の第6回では、いろいろな枠組みあるいはフレームを法人の規程に落とす必要があるので、これらの関係諸規程、中期目標・中期計画の案を固めたいと思っている。

2月議会においては、法人への運営費交付金の案が決定するとともに、総務省と文部科学省に対し法人設立の認可申請をする。

3月には、国の認可を得るとともに、最後の第7回の準備委員会を行う予定としている。なお、4月以降については、料金の上限設定の認可や中期目標の議決をいただくように考えている。

#### ・法人設立準備スケジュール

資料7の公立大学法人県立広島大学設立準備スケジュールについては、原案どおり了承

(質疑・意見等)

- 委員 法人化の議論の大きいポイントは、中期計画・中期目標の設定である。県立広島大学は、設置時に文部科学省大学設置審査会の審査を受けているが、そのときに示した本学のフレームと今回の中期計画・中期目標の兼ね合いをどの程度斟酌したらよいのか。
- 委員 設置審申請時に設置の趣旨が示されているが、これは大枠として今後も引き継がれるものと考えられる。その範囲を超えなければ、設置審の履行状況調査等には大きな支障は来さないと思う。  
少なくとも設置の趣旨という大きな枠組みには合わせる必要はあると思うが、その範囲内であれば問題ないものと解釈しておけばよいのではないか。
- 委員 県立広島大学は、「地域に根ざし、県民に信頼される大学」という大きいフレーム理念があり、その中で中期目標・中期計画を立てていけば、設置審とも整合性が図れるというふうに解釈してよいということか。
- 委員 そういうことだと思う。

#### 議題3 その他

(質疑・意見等)

- 委員長 本学では、地域に根ざし、県民に信頼される大学ということで、魅力ある大学をつくっているところであり、FD（ファカルティ・ディベロップメント）については少し遅れた感はあるが、現時点では大体の取組はできていると思っている。法人化について、何か御意見があれば言ってほしい。
- 委員 第一に、せっかく法人化をするわけだから、これを機に県立広島大学がより地域に根ざすとか、あるいはより目的を達成できるような形に運用していく必要がある。法人化は、そのための重要な手段である。どうしても法人化の準備が進むと大変忙しくなり、当初の目的と違って法人化自体が目的になると困る。県立広島大学をよりよいものにするための重要な手段であるということを常に認識しておく必要があるかと思う。  
第二に、先ほど委員長がFDの話がされたが、FDは、突き詰めれば教員の意識改革で

ある。FDを教育の技法とくに狭く解釈してしまうと、FDの当初の目的を達成することが難しくなる。自らの大学を良くするための重要な意識改革だと認識すべきであると思う。

最後に、事務職員についてである。公立大学の事務職員は、広島県に限らず全国的にもそうだが、ほとんどが執行部人事で、2、3年経てば次々に入れ替わる。今後、独立した法人の中でしっかりと仕事をしてもらうためには、全員とは言わないが、ある程度の人はいこれまでより少し長めに勤務させるとか、県の人事と直接リンクしないような形での職員採用をすることも考えていく必要がある。教育研究を支える職員が次々と替わっていくようでは、問題が多いのではないかと思う。国立大学や公立大学、私立大学を全部比較した上で、そんなふうな感じを持っている。

○委員長 指摘のあったように、プロパー職員の採用が必要な部分もあるので、このようなことを今後検討していくことになると思う。

また、地域貢献について、大学らしさと矛盾するように受け止める人もいるが、地域貢献が研究教育の高度化につながり、スパイラルで発展するものである。こうした循環は短期のものもあれば、5、6年かかるようなものもあると思う。こうしたことは、公立大学協会などでも議論されており、法人化をする中できちっと整理したいと思っており、皆さんには今後とも積極的に意見を言ってもらいたい。

現在構築している法人制度も、民間の大きな会社の組織運営と似たところも、大分出てきたかなという感じもしているが、今後どの程度動かせるのかということが課題になってくると考える。

## 7 会議資料名一覧

- 資料1 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会設置要綱
- 資料2 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会委員名簿
- 資料3 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会専門部会委員名簿
- 資料4 公立大学法人県立広島大学設立準備体制（案）
- 資料5 県立広島大学の法人化基本方針の概要
- 資料6 公立大学法人県立広島大学定款
- 資料7 公立大学法人県立広島大学設立準備スケジュール（案）

## 公立大学法人県立広島大学設立準備委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委員長	赤岡 功	県立広島大学長
委 員	白井 隆康	(株)石崎本店代表取締役会長
〃	利島 保	広島大学大学院教育学研究科教授
〃	山本 眞一	広島大学高等教育研究開発センター教授
〃	赤羽 克秀	公認会計士
〃	小見 志郎	県立広島大学副学長
〃	中村 健一	県立広島大学副学長
〃	宮本 嘉郎	県立広島大学事務局長
〃	山本 航三	県民生活部長